

## 銀行残高日次反映サービス利用規定

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

### (規定の趣旨)

第1条 この規定は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）が、その締結する電子決済等代行業に係る契約の相手方の株式会社三菱UFJ銀行（以下「銀行」といいます。）と連携して提供する「銀行残高日次反映サービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する取決め（以下「本規定」といいます。）です。

2 お客さまの本サービス利用に係る権利義務関係は、本規定に別段の定めがある場合を除き、当社の証券取引約款、オンライントレード・テレフォントレード利用規定、自動振替サービス取扱規定その他の約款および規定等の定めるところによります。

### (本サービスの内容)

第2条 お客さまは、本サービスを利用して、当社が銀行から取得した前営業日の原則 19:00 時点のお客さまの預金口座の残高情報の残高をお客さまの買付可能額に加算した金額を、オンライントレードの画面上にて閲覧することができます。なお、当社は銀行から取得した情報を提供するとともに、提供情報の正確性について保証するものではありません。

2 本サービスは、当社が銀行法第2条第22項に定める電子決済等代行業者（以下「電子決済等代行業者」といいます。）として提供するサービスであり、銀行が提供するサービスではありません。

### (本サービスの利用の申込み)

第3条 お客さまは、当社が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。

2 お客さまが当社の「自動振替サービス」をお申込みいただいた場合には、本サービスについても併せてお申込みいただいたものとして取り扱います。

3 当社は、お客さまが本サービスをご利用いただくことが不相当であると認めた場合には、本サービスのお申込みをお断りすることがあります。

### (本サービスの利用)

第4条 本サービスは、「オンライントレード」を通じて、ご利用いただくことができます。

### (サービス内容の変更等)

第5条 当社は、あらかじめお客さまに通知することなく、本サービスの内容等を変更することがあります。

2 当社は、自らの判断により、すべてのお客さまに対して、本サービスの一部または全部を終了することがあります。

(本サービスの停止)

第6条 当社は、次のいずれかの事由により、お客さまにあらかじめ通知することなく本サービスの一部または全部を停止することがあります。

- (1) 機器の保守・点検
- (2) その他、当社または銀行が必要であると認めた場合

(本サービスの解約)

第7条 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。

- (1) お客さまが、当社が定める方法により本サービスの解約を申し出られた場合
- (2) お客さまが、「自動振替サービス」を解約された場合
- (3) 当社または銀行が、お客さまに本サービスをご利用いただくことを不適當であると認めた場合

(免責事項)

第8条 当社は、次に掲げるお客さまの損害等については、その責を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

- (1) やむを得ない事由による本サービスの提供の中止または中断により生じた損害等
- (2) 通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム障害によって生じた損害等
- (3) 本サービスを利用して取得した情報に基づき投資された場合に生じた損害等
- (4) その他お客さまの過失により生じた損害等

(規定の改定)

第9条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、本規定の改定は、証券取引約款が定める方法により行います。

以上

2026年6月